

**空家等管理活用支援法人を指定しました**  
～民間活力を活用した伴走型支援を実施し、空き家の解消を目指します～

千葉市では、空き家の所有者等に対して空き家の管理や活用に関する情報提供や相談対応を公的な立場で行うことができる「空家等管理活用支援法人（以下、支援法人という）」を指定しましたので、お知らせします。

#### 1 指定した支援法人（50音順）

- (1) 空き家活用株式会社
- (2) 特定非営利活動法人空き家相談窓口センター
- (3) 株式会社A l b a L i n k
- (4) 株式会社L & F
- (5) スマート株式会社
- (6) 公益社団法人全日本不動産協会
- (7) 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
- (8) 一般社団法人日本空き家空地対策協会
- (9) バリュークリエーション株式会社
- (10) 株式会社パインテック
- (11) マークスライフ株式会社

※支援法人の概要については市ホームページをご参照ください。

#### 2 指定期間（約3年間）

令和8年3月24日（火）～令和11年3月31日（土）

#### 3 今後の予定

本市が空き家所有者等の同意を得て取得した空き家の物件情報等を支援法人へ提供し、支援法人が空き家所有者等への伴走型支援に取り組みます。

また、支援法人は、空き家の適正管理や利活用に関する普及啓発、個別相談会の実施等を通じて、空き家所有者等と直接つながり、所有者等の課題解決に向けた支援に取り組みます。

#### 4 市ホームページ

【URL】<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/akiyatoukanrikatuyousienhoujin.html>



## ＜参考＞空家等管理活用支援法人について

### 1 目的

本制度は、市町村から「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき指定を受けた法人が、公的な立場で民間法人の知識やノウハウを活かし、空き家所有者等の個別の事情に応じた相談や活用方法の提案を行い、空き家の適切な管理・活用を推進することを目的としています。

### 2 支援法人に求める業務内容

(1) 空家等の所有者等に対する相談対応および伴走型支援

(2) 空家等の管理または活用に関する普及啓発

※(1)の事業は必須とし、(2)の事業を行う場合は、(1)の事業と一体的に実施するものとする。

### 3 募集期間

令和7年10月10日～令和8年1月30日

### 4 支援法人の主な要件

(1) 法人格を有していること

特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、空家等の管理もしくは活用を図る活動を目的とする会社であること

(2) 行政との連携実績があること

本市と空家等対策に関する協定を締結していること、または過去5年以内に本市または他自治体と連携して空家等対策に取り組んだ実績があること

(3) 専門性を有する体制が確保されていること

不動産、法務、建築等の専門家等との連携体制を構築し、適切かつ効果的に空家等対策を実施することができる体制であること